

高 森 台 自 治 会 会 則

(令和6年4月改正版)

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、高森台自治会（以下「自治会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、神奈川県伊勢原市高森台区域内の集会施設に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の交流と協力により高森台区域内居住者の親睦、福祉の増進及び共通の問題のより良き処理を行い、もってお互いの生活環境の一層の向上を図るべく次の事項を目的とする。

- (1) 会員の親睦・慶弔に関すること
- (2) 保健・衛生・防災及び防犯に関すること
- (3) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡に関すること
- (4) 美化・清掃等区域内の環境整備に関すること
- (5) 本会が所有する資産及び施設の管理・運営に関すること
- (6) その他、本会の目的達成のため必要と認める活動

(区域)

第4条 本会の区域は、下記の伊勢原市高森台一丁目、二丁目及び三丁目の区域とする。

ただし、一丁目1番3号から12号及び43号以降、二丁目1番10号から32号、三丁目1番27号、28号以外、三丁目2番鳴瀬公園以外及び三丁目10番2号から27号を除く。

(活動原則)

第5条 本会は、民主的・自主的な団体として、次の原則に従って諸活動を行う。

- (1) 個人の生活を尊重し、会員の権利・義務は平等とする。
- (2) 本会は、営利事業を行わず、政党・宗教団体と関りを持たない。

第2章 会 員

(会員)

第6条 本会の会員は、第4条に定める区域に住所を有し高森台自治会に入会している個人及び法人等とする。ただし、法人等は、賛助会員とし、第23条に規定する表決権を有しない。

- 2 会員は、本会の有する一切の権利を平等に受ける権利を有する。
- 3 会員は、本会が開催するすべての会に出席して意見を述べることができる。
- 4 会員は、会則を遵守し、会の諸活動に積極的に参加し、協力するものとする。

(入会)

第7条 第4条に定める区域に住所を有する個人・法人等で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとする。

(1) 第4条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2) 本人より別に定める退会届が会長に提出された場合

(3) 第9条に定める会費を理由なく6ヵ月以上納めなかった場合

2 会員が死亡し、または失踪宣告を受けたときには、その資格を喪失する。

(会費)

第9条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

第3章 役員

(役員の種類)

第10条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名以上3名以内

(3) 監事 2名

(4) その他の役員 20名以内

(5) 班長 各班1名

(役員を選任)

第11条 前条に定められた役員は、総会において会員の中から選任する。ただし、班長は別に定められた班ごとに選出し、総会でこれを承認する。

2 会長は、監事及び会計役員を兼ねることはできない。

3 副会長は、1名を除いてその他の役員との兼務を可能とする。

4 監事は、会長、副会長及びその他の役員を兼ねることはできない。

(役員任期)

第12条 本会の役員任期は原則1年とし、就任を承認された定期総会から翌年の定期総会までの間とする。ただし、再任を妨げない。なお、連続する再任は最長5年を限度とする。

2 役員に欠員が生じたときは、役員会の議決によりこれを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了後であっても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員職務)

第13条 役員は、総会の議決及び会則等に基づく本会の業務を執行するほか、会員の共同利益となる事項を決定し、処理する。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐して会務を執行し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること
 - (2) 会長、副会長及びその他の委員の業務執行の状況を監査すること
 - (3) 会計及び資産の状況または業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要があると認めたときは、総会の招集を請求すること
- 5 その他の役員は、別に定める職務を行い、会務を分担し処理する。
- 6 班長は、所属班を代表し、班務を処理し会務に協力する。

(解任)

第14条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会において議決し、総会の承認により、これを解任することができる。

- (1) 心身故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員たるに適しない非行があると認められるとき。

第4章 機関機能

第1節 総会

(総会の構成)

第15条 総会は、本会の会員により構成される。

(総会の種別)

第16条 総会は、定期総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の権能)

第17条 総会は、本会の最高機関であり、この会則に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を決議する。

(総会の開催)

第18条 定期総会は、会計年度終了後60日以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認め、役員会がこれを議決したとき。
- (2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第13条第4項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第19条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会の招集をするときは、会議の目的たる事項及びその内容・日時・場所を示して、開催日の14日前までに全会員に文書をもって通知しなければならない。

4 総会における決議事項は、総会終了後速やかに全会員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第20条 総会の議長は、その都度出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第21条 総会は、総会員の2分の1以上の出席（書面表決及び表決委任者を含む）がなければ開催することができない。

(総会の議決)

第22条 総会の議事は、この会則に定めるもののほか、出席した会員（書面表決及び表決委任者を含む）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第23条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第24条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の会員は、会則または総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法により表決をすることができる。

3 前項の場合における第21条及び第22条の規定の運用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第25条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決及び表決委任者を含む）

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第2節 役員会

(役員会の構成)

第26条 役員会は、第10条に定められた者のうち、監事を除く全役員により構成する。

2 会長は、前項に定める者、第34条に定める特別委員会の委員長及び必要と判断される会員を臨時に役員会に出席させることができる。

(役員会の権能)

第27条 役員会は、この会則で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) 特別委員会の設置とその委員長及び委員に関する事項
 - (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (役員会の招集・通知等)

第28条 定例役員会は、毎月1回会長が招集する。ただし、自然災害等により、役員会の招集が困難であり会長がやむを得ないと認めるときは、書面による開催、または開催しない月もある。

2 臨時役員会は、次の各号に該当するとき、会長が招集する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 役員¹の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 会員の10分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

3 会長は、役員会の招集の請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に役員会を招集しなければならない。

4 役員会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容・日時・場所を示して、開催日の14日前までに通知しなければならない。また、会議の要旨は、必要に応じ全会員に通知するものとする。

(役員会の議長)

第29条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数)

第30条 役員会は、役員²の2分の1以上の出席（書面表決及び表決委任者を含む）がなければ開催することができない。

(役員会の議決)

第31条 役員会の議事は、この会則に定めるもののほか、出席した役員（書面表決及び表決委任者を含む）の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(役員会の書面表決等)

第32条 やむを得ない理由のため役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の役員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の役員は、会則または役員会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法により表決をすることができる。

3 前項の場合における第30条及び第31条の規定の運用については、その役員は出席したものとみなす。

(役員会の議事録)

第33条 役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 役員の現在数及び出席者数（書面表決及び表決委任者を含む）

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第3節 特別委員会

(特別委員会の設置)

第34条 本会は、必要に応じて特別委員会を設置することができる。

2 特別委員会は、付託された事案について調査、検討、協議し提案を行う。

3 特別委員会は、付託された事案について本会に適宜報告しなければならない。

(特別委員会の構成)

第35条 特別委員会の委員長及び委員は、役員会の議決を経たのち、会長がこれを指名する。

なお、委員は、本会の会員に限らない。

(特別委員会の任期)

第36条 特別委員会の委員長及び委員の任期は、原則として付託された事案の終了時までとする。

2 やむを得ない理由により委員に欠員が生じこれを補充するとき及び付託された事案を遂行する為に必要な専門家等の人材を追加するときは、特別委員会が選出し、会長がこれを指名する。

(解散)

第37条 特別委員会は、当該事案終了時にその成果を総会で報告するものとし、会長は、この報告をもって特別委員会の解散の宣告を行う。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 別に定める財産目録記載の資産

(2) 会費

(3) 活動に伴う収入

(4) 資産から生ずる果実

(5) その他の収入

(資産の管理)

第39条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第40条 本会の資産で第38条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、または担保に供する場合には、総会において2分の1以上の議決を要する。

(運営経費の支弁)

第41条 本会の運営経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第42条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第43条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、決算報告書、財産目録等として作成し、監事による監査を経たのち、毎会計年度終了後2カ月以内に総会において承認を得なければならない。

(会計年度)

第44条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第45条 この会則は総会において総会員の2分の1以上の議決を得、かつ、伊勢原市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第46条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第47条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第7章 雑 則

(備付け帳簿及び書類)

第48条 本会の主たる事務所には、会則、細則、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録、備品台帳等の資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。なお、会計関連の帳簿書類等は、最低10年を保存期間とし、会則等規約類、議事録、その他重要な書類については、原則廃棄しないものとする。

2 前項に記載された書類及び議事録、帳簿類等は、会員の請求が、会員名簿を除き、これを閲覧させなければならない。

(自主防災会)

第49条 本会は、別に自主防災会を組織し、災害時に備えることとする。

2 本会の会員は、自動的に自主防災会の会員となる。

(細則・規約)

第50条 本会則を実施するにあたり、本会則で委ねる事項及びその他必要事項について、別に細則及び規約を制定する。

2 細則・規約は、総会において出席した会員（書面表決及び表決委任者を含む）の過半数の議決を得なければ、制定、変更、廃止することができない。

3 本会則に定めのない事項は、地方自治法第260条及びその他関係法令の定めるところによる。

付 則

(執行期日)

本会則は、昭和55年4月1日から施行する。

(廃止規定)

2 昭和47年8月6日施行の愛甲原自治会会則は、これを廃止する。

付 則（昭和58年4月17日）

本会則は、昭和58年4月17日から施行する。（会長の任期を2年に等）

付 則（平成元年4月23日）

本会則は、平成元年4月23日から施行する。（字句の整理）

付 則（平成16年4月18日）

本会則は、平成16年4月18日から施行する。（愛甲原住宅協議会規定の廃止・本部役員等）

付 則（平成27年4月19日）

本会則は、平成27年4月19日から施行する。（組織の改編）

付 則（平成28年4月17日）

本会則は、平成28年4月17日から施行する。（総務委員の数を7名以内に等）

付 則（令和6年4月21日）

1 本会則は、令和6年4月21日から施行する。（認可地縁団体としての会則へ改定）

2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

3 本会の設立初年度の会計年度は、第44条の規定にかかわらず、設立認可のあった日の属する月の1日から令和7年3月31日までとする。